

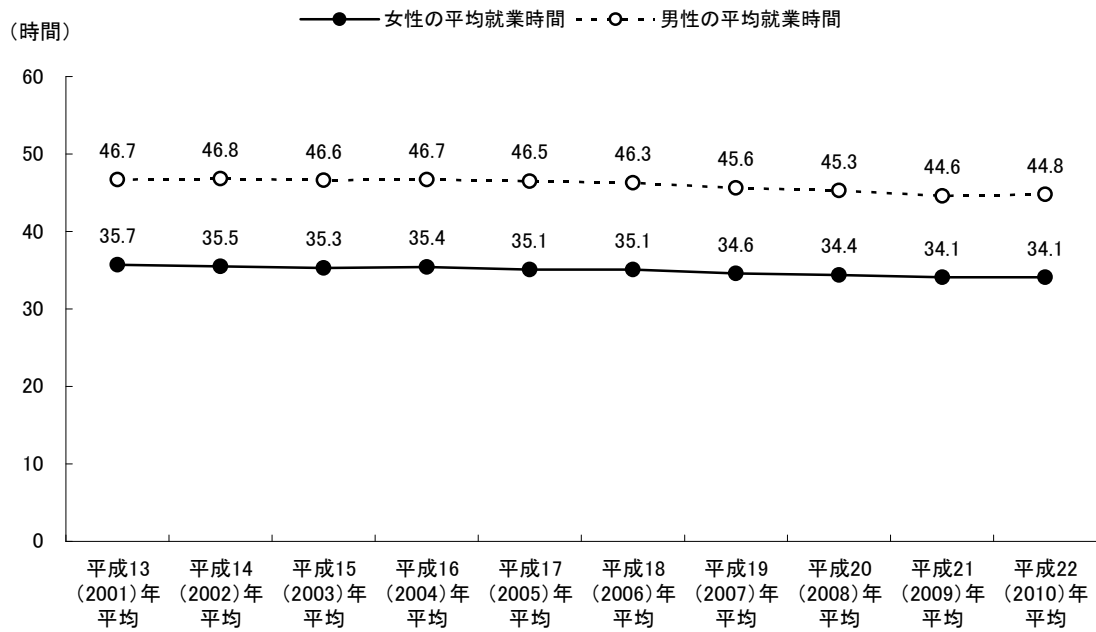
# I あらゆる分野への参画の促進

## I-7. 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現

### 1. 就業者の平均週間就業時間

平均就業時間は男女ともほぼ横ばいの傾向を示している。平成 22 (2010) 年度時点で女性 34.1 時間、男性 44.8 時間である。

図表 I-7-1 就業者の平均週間就業時間(全国)

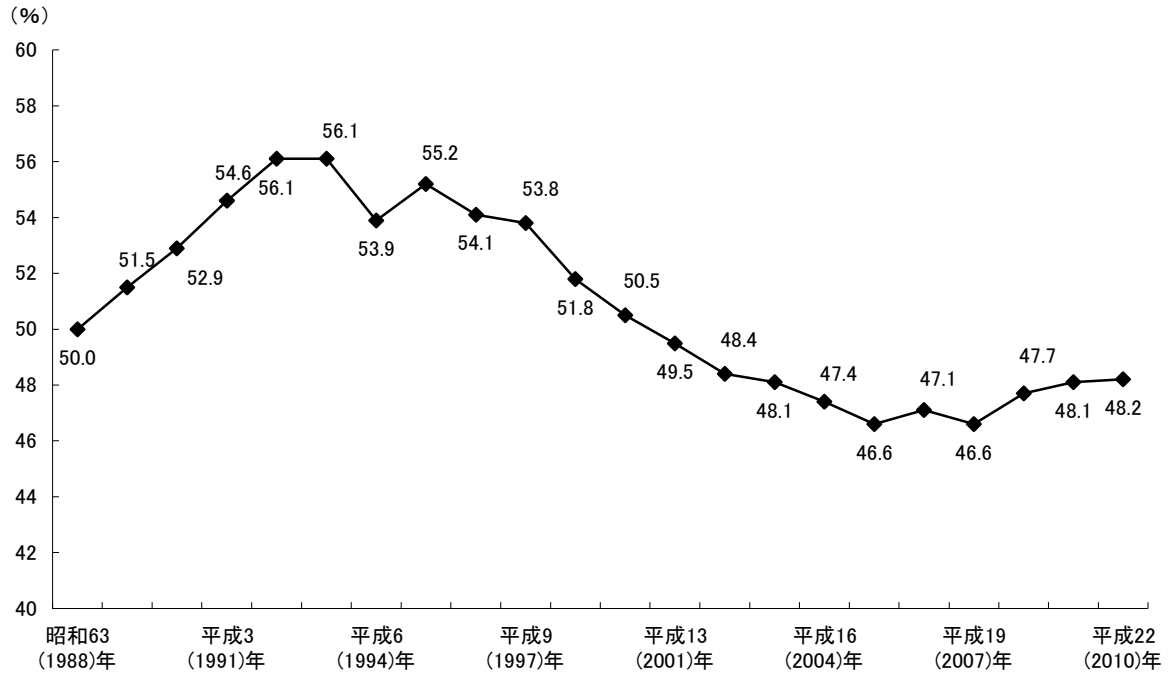


資料：総務省「労働力調査」

## 2. 労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率

年次有給休暇取得率は、平成 4 (1992) 年及び平成 5 (1993) 年の 56.1% をピークにその後は減少し、平成 13 (2001) 年には 50% を割り、平成 22 (2010) 年には 48.2% となっている。

図表 I - 7 - 2 労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率の推移 (全国)



<参考>新たな「仕事と生活の調和推進のための行動指針 (仕事と生活の調和推進官民トップ会議 平成 22 年 6 月決定)」の中で、年次有給休暇取得率を平成 32 (2020) 年に 70% とすることを数値目標として掲げている。

注 1 : 平成 12 年に「賃金労働時間制度等総合調査」から名称を「就労条件総合調査」と改め、調査対象期日を 12 月末日現在から 1 月 1 日現在に変更した。

注 2 : 「取得率」は、取得日数 / 付与日数 × 100 (%) である。

注 3 : 平成 19 (2007) 年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が 30 人以上の民営企業」としており、平成 20 (2008) 年から「常用労働者 30 人以上の民営企業」に範囲を拡大した。ただし、時系列比較のため、上図の平成 20 (2008) 年からのデータは、「本社の常用労働者が 30 人以上の民営企業」とした場合の数値を用いている。

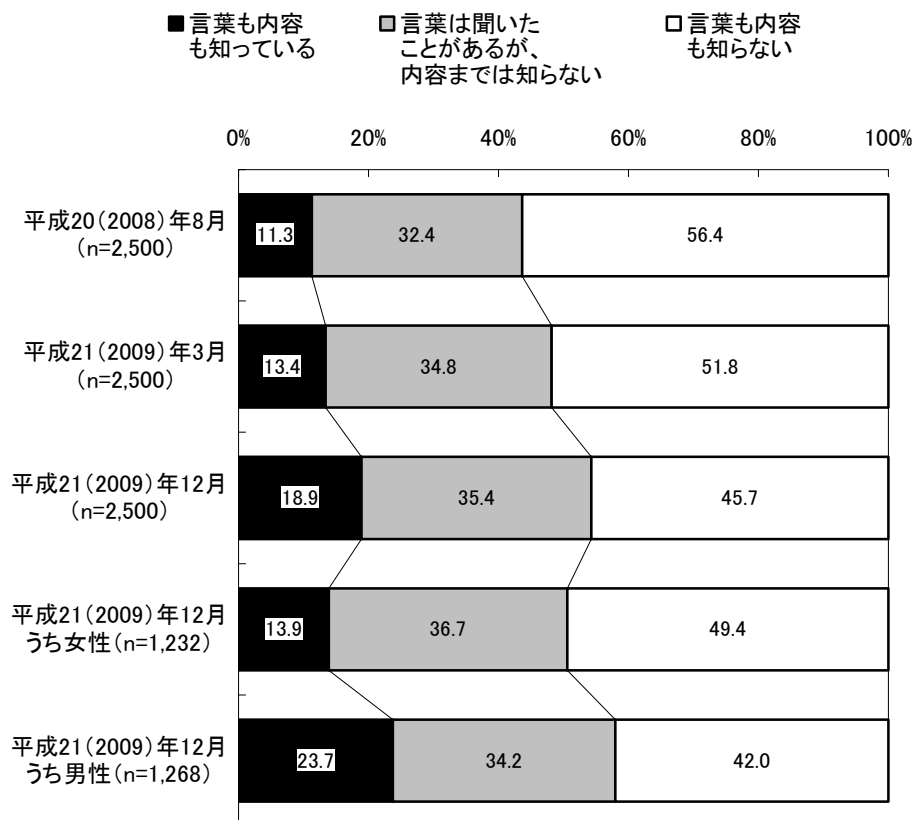
資料 : 厚生労働省「就労条件総合調査」平成 22 年度

# I あらゆる分野への参画の促進

## 3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉の認知度

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について「言葉も内容も知っている」人の割合は増加傾向にあるものの、平成21年12月時点で依然として18.9%にとどまっており、「言葉も内容も知らない」が45.7%となっている。男女別にみると、女性に比べて男性の認知度が高い。

図表 I-7-3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉の認知度（全国）



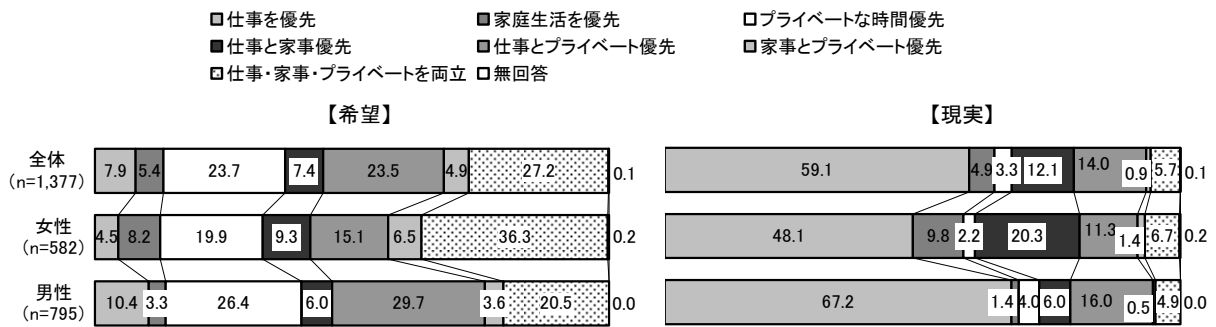
資料：内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と最近の経済情勢の影響に関する意識調査」

4. 仕事と生活の調和に関する希望と現実

仕事と生活の調和に関して、都では、女性は「仕事・家事・プライベートを両立」を希望する人が36.3%、男性は「仕事とプライベート優先」を希望する人が29.7%で最も多いが、現実には男女とも「仕事」を最も優先している。全国では、各年度とも女性は「家庭生活を優先」を希望する人が30%台、男性は「仕事と家庭生活を優先」を希望する人が30%前後で最も多い。現実には、女性の40%以上が家庭生活を優先し、男性の30%以上が仕事を優先している。

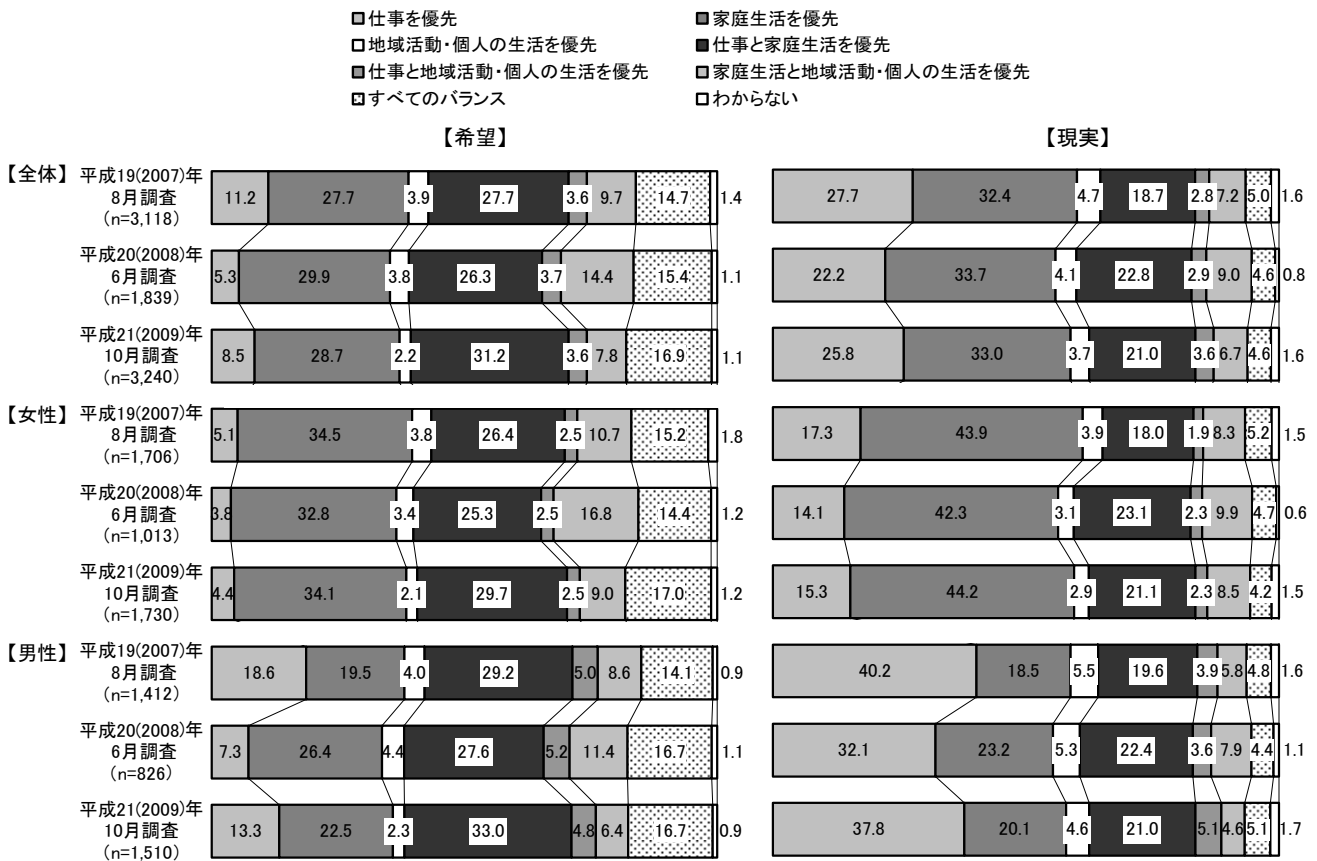
図表 I - 7 - 4 仕事と生活の調和に関する希望と現実（都、全国）

<都>



資料：東京都生活文化スポーツ局「仕事と生活の調和に関する世論調査」（平成20年）

<全国>



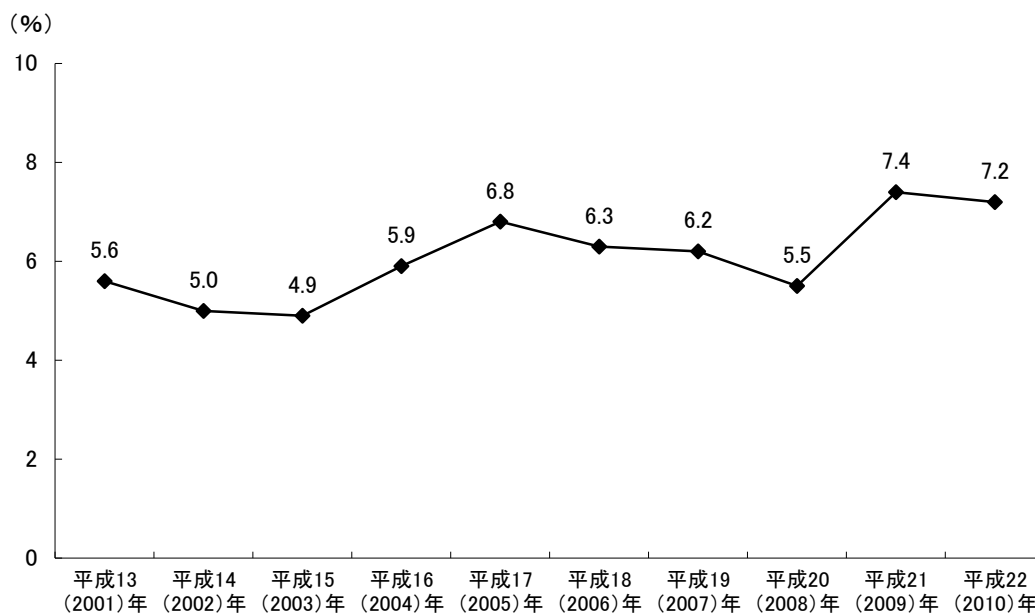
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査」

# I あらゆる分野への参画の促進

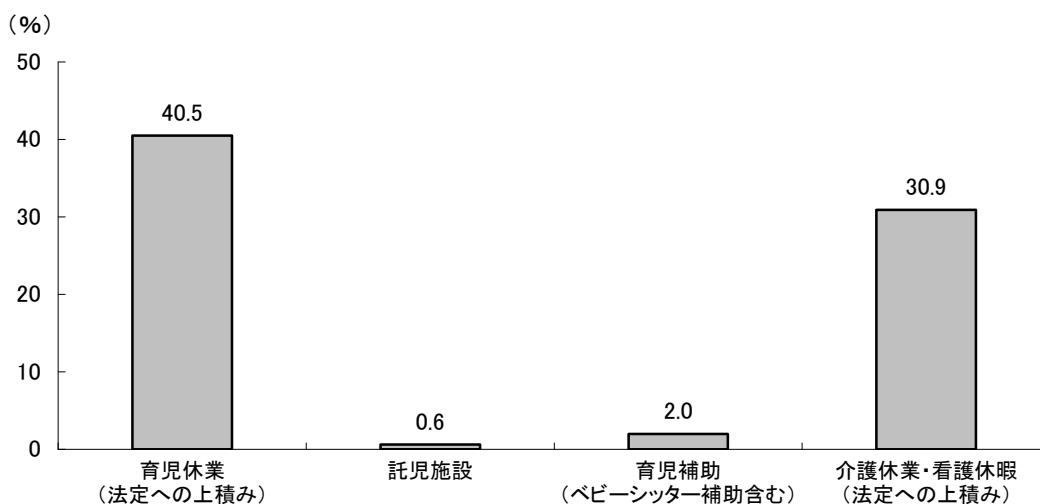
## 5. 仕事と生活の調和が実現された社会に近づくための企業の取組

仕事と生活の調和のための企業の取組として、フレックスタイム制を導入している企業の割合が平成22(2010)年には7.2%と、上昇傾向にある。育児・介護支援関連の福利厚生制度の採用企業の割合をみると、育児休業(法定への上積み)が40.5%、介護休業・看護休暇(法定への上積み)が30.9%となっている。

図表 I-7-5 仕事と生活の調和が実現された社会に近づくための企業の取組(全国)  
 <フレックスタイム制導入企業の割合>



<育児・介護支援関連の福利厚生制度の採用企業の割合(平成19(2007)年)>



注：フレックスタイム制導入企業の割合は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」に占める割合

資料：厚生労働省「就労条件総合調査」